

平成20年2月

各医療機関 様

広島市市民局人権啓発部
男女共同参画室

DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する資料の送付について

本市では、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止と被害者への支援は緊急な課題であることから、DV被害者の相談やDVに関する意識啓発等に取り組んでおります。

つきましては、本市が作成した下記の資料を送付させていただきますので、相談窓口等について、業務の参考にしていただければ幸いです。

- DV防止啓発リーフレット
- DV被害者支援携帯用カード

男女共同参画室

担当 前田

電話 082-504-2108

ファクシミリ 082-504-2609

Eメール danjo@city.hiroshima.jp

夫・パートナーからの 暴力で悩んでいませんか

あなたは悪くありません。
ひとりで苦しまないで！
一歩踏み出してみませんか？



広島市

ひとりで悩まないで、相談してください ※休日等は、祝日・年末年始などです。

- ひろしまDVホットライン（広島市） TEL 0120-975-080（通話料無料）
月・火・木（休日等を除く）10:00～15:00
- 広島市中区厚生部保健福祉課 TEL 082-504-2569
月・火・木・金・第二水曜日（休日等を除く）10:00～17:00
- 広島市東区厚生部保健福祉課 TEL 082-568-7757
月～金（第二水曜日・休日等を除く）10:00～17:00
- 広島市暴力被害相談センター（女性の相談員によるDV相談） TEL 082-504-2713
水（休日等を除く）10:00～15:00
- 広島県広島こども家庭センター（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター） TEL 082-254-0391
（月～金 婦人相談員による相談10:00～17:00）
休日・夜間電話相談:TEL082-254-0399（土・日・祝10:00～17:00 月～金17:00～20:00）
- 警察安全相談電話 TEL 082-228-9110 プッシュ回線は局番なしの#9110
月～金（休日等を除く）8:30～17:30
- 女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810
月～金（休日等を除く）8:30～17:15
- エソール広島相談事業 TEL 082-247-1120
月～土（水・休日等を除く）10:00～16:00
- DV法律相談（登録弁護士の紹介） TEL 082-225-1600
火曜日、休日等を除く毎日 10:00～17:00

夫・パートナーからの暴力

(ドメスティック・バイオレンス)

ドメスティック・バイオレンス(DV)を知っていますか?
あなたは、ひとりで悩んでいませんか?



広島市

ドメスティック・バイオレンスを知っていますか

「女性に対する暴力」には、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春、性犯罪などがあります。

ドメスティック・バイオレンスは、夫やパートナーからの暴力のことです。

犯罪となる行為であり、決して許されるものではありませんが、夫婦や恋人などの間での個人的な問題と考えられがちです。

◆ドメスティック・バイオレンスの背景は？

ドメスティック・バイオレンスが起こる背景には、男女間の経済力の差、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や男尊女卑の考え方などが根底にあると言われています。

ドメスティック・バイオレンスをなくすためには、社会的な人権問題としてとらえ、それらの意識を変えていくことが必要です。

ドメスティック・バイオレンスの被害者を 守る法律があります

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

〈前文より〉

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。(中略)

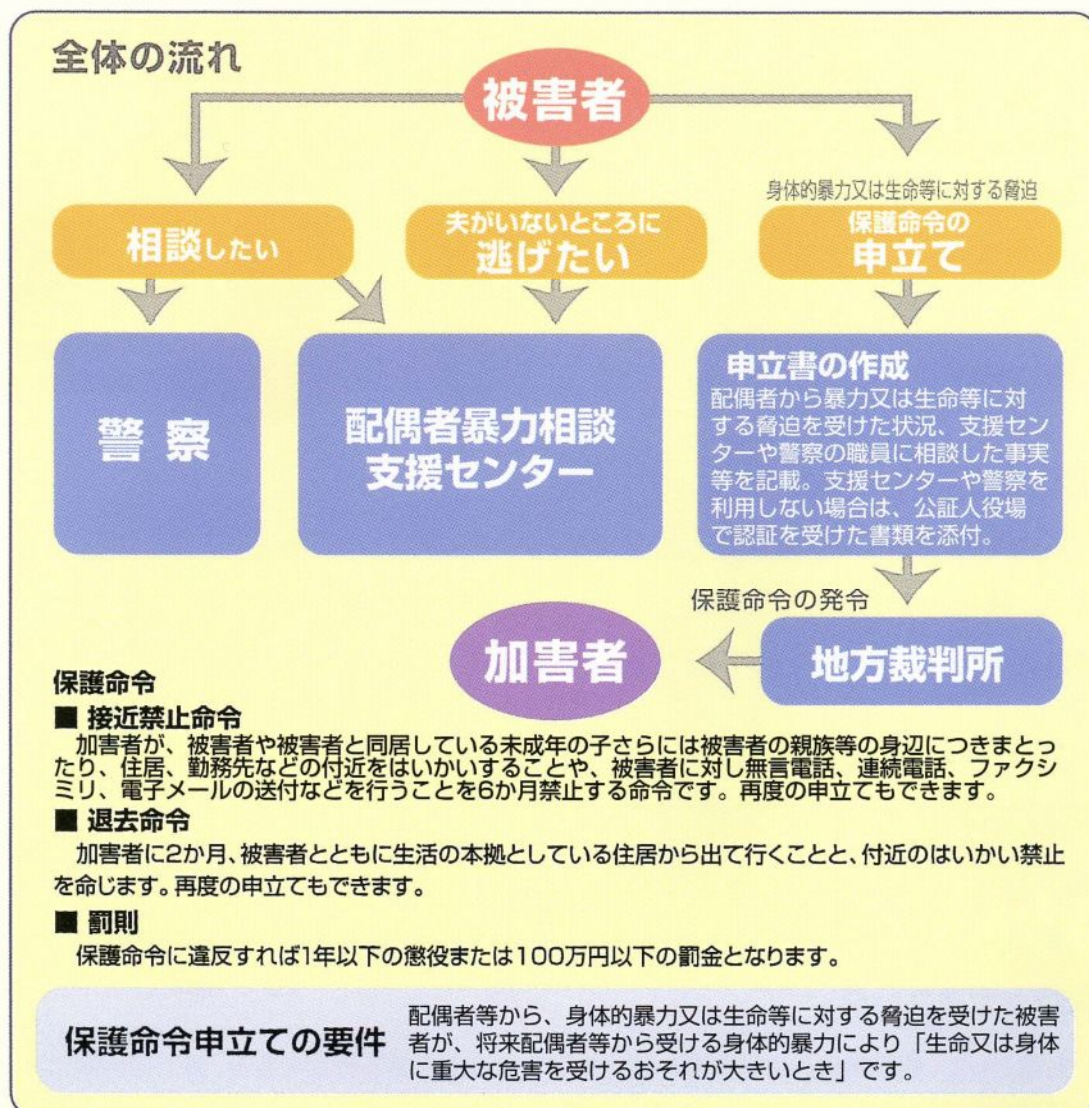
ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

◆この法律は配偶者からの暴力が対象です

婚姻の届出はしていなくても事実上婚姻関係と同じような事情にある人や、元配偶者も含まれます。

◆暴力の範囲は身体的暴力のほかに精神的暴力、性的暴力も含まれます

この法律は「身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を対象としています。ただし、保護命令は、身体的暴力と生命等に対する脅迫に限られます。



DV(ドメスティック・バイオレンス)相談機関一覧

■相談したい

機 関	電話 (Fax)	相談方法	相談内容等
ひろしまDVホットライン(広島市) 月・火・木(休日等を除く) 10:00~15:00	0120-975-080 (通話料無料)	電話	DVに関する被害者からの相談(DV専門)
広島市中区厚生部保健福祉課 〒730-8565 中区大手町四丁目1-1大手町平和ビル内 月・火・木・金・第二水曜日(休日等を除く) 10:00~17:00	082-504-2569 (Fax 082-504-2175)	電話、面接	DVに関する被害者からの相談
広島市東区厚生部保健福祉課 〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 月~金(第二水曜日・休日等を除く) 10:00~17:00	082-568-7757 (Fax 082-264-5271)	電話、面接	DVに関する被害者からの相談
広島市暴力被害相談センター(女性の相談員によるDV相談) 〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34 水(休日等を除く) 10:00~15:00	082-504-2713 (Fax 082-504-2712)	電話、面接	DVに関する被害者からの相談
女性の人権ホットライン(広島法務局人権擁護部) 〒730-8536 中区上八丁堀6-30 月~金(休日等を除く) 8:30~17:15	0570-070-810	電話	DV、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関すること全般の相談
エソール広島相談事業 〒730-0043 中区富士見町11-6 月~土(水・休日等を除く) 10:00~16:00	082-247-1120	電話 (面接相談は要予約)	生活上のさまざまな悩みの相談
DV法律相談 (広島弁護士会紙屋町法律相談センター) 月~土(火・休日等を除く) 10:00~17:00	082-225-1600	電話で予約	DV法律相談の登録弁護士の紹介(法律扶助制度の利用ができる場合があるので御相談ください。)

■相談したい、保護を求めたい

機 関	電話	相談方法	相談内容等
広島県広島子ども家庭センター (婦人相談所 配偶者暴力相談支援センター) 〒734-0003 南区宇品東四丁目1-26	女性相談課 月~金(休日等を除く) 8:30~17:30 婦人相談員による相談 10:00~17:00	DV・女性相談専用 082-254-0391	電話、面接
	休日・夜間電話相談 月~金(休日等を除く) 17:00~20:00 土日祝日(年末年始を除く) 10:00~17:00	082-254-0399	電話

■暴力の制止や応急的保護を求めたい

機 関	電話	相談方法	相談内容等
お近くの警察署	緊急時には110番	まず電話	
警察安全相談電話 〒730-8507 中区基町9-42 月~金(休日等を除く) 8:30~17:30	082-228-9110 プッシュ回線は 局番なしの#9110	電話	

各相談機関は、身体的暴力に限らず相談を受けています。

※休日等とは、祝日、年末年始などです。

発 行 平成20年1月

広島市市民局人権啓発部男女共同参画室
TEL 082-504-2108 FAX 082-504-2609
e-mail danjo@city.hiroshima.jp

様々な暴力の形態があります

◆暴力はどんな形でおこるの？

殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」「性的暴力」も暴力です。
多くの場合、何種類かの暴力が重なっておこります。

身体的暴力

- 殴る、蹴る
- 刃物などの凶器をからだにつきつける
- 髪をひっぱる など

精神的暴力

- 大声でどなる
- 「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う
- 実家や友人とのつきあいを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする
- 無視をする など

性的暴力

- 見たくないのにポルノビデオなどを見せる
- いやがっているのに性行為を強要する
- 中絶を強要する
- 避妊に協力しない など

経済的暴力

- 生活費を渡さない、仕事につかせない など

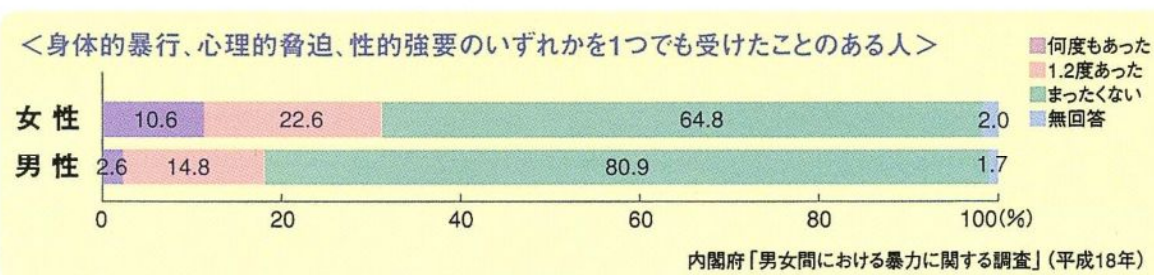
これらのように様々な形で暴力はおこります。



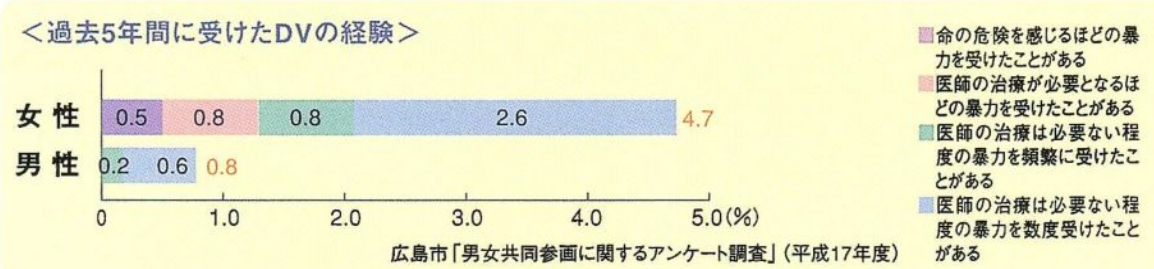
女性の約3人に1人が暴力の被害を受けています

◆暴力の実態は？

国の調査によると、これまでに結婚したことのある人のうち、配偶者から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかを一つでも受けたことがあった人は、女性は33.2%、男性は17.4%で、女性の約3人に1人が被害を受けています。



市内の20歳以上の男女に聞いた広島市の調査では、過去5年間に暴力を受けたことがある女性は4.7%、男性は0.8%となっており、その女性の約3割は、「命の危険を感じる暴力」「医師の治療が必要となるほどの暴力」を受けています。



◆どんな男性が暴力をふるうの？

暴力をふるう男性には、一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種なども様々です。人当たりがよく、社会的信用もあり、周囲の人からは何の問題もないように見える人が暴力をふるう場合もあります。

◆暴力をふるうにはそれなりの理由があるのでは？

加害者は、「おまえが悪いから殴るのだ」「自分は悪くない。暴力をふるわせるおまえが悪い」などと、被害者に殴られる原因があると暴力を正当化したり、「愛しているから殴るのだ」という理由をつける場合もあります。

しかし、暴力は、理由にかかわらず、人権を踏みにじる、絶対に許されない行為です。

暴力は被害者にも子どもにも大きな影響を与えます

◆女性への影響は？

暴力の結果、骨折や失明する場合や、後遺症が残ったり、さらには死に至ることもあります。

暴力が被害者の精神に与える影響としては、外傷後ストレス障害（PTSD）があります。ある出来事が繰り返し思い出され、つらい気持ちがよみがえったり、物音に過敏に反応するなどして、不眠やイライラが続くことがあります。暴力をふるわれ続けることによって、将来への不安や絶望感から意欲や判断力が失われる場合もあります。

また、暴力から逃れることができても、後々まで女性を苦しめ、いきいきと暮らすことを阻むこともあります。



◆子どもへの影響は？

子どもが直接暴力を受けることがあり、また直接暴力を受けていなくても、母親への暴力を目撃することは、子どもに大きなストレスを与えていると言われています。その影響で子どもに心身の症状が表れることがあります。

また、暴力を感情表現や問題解決の手段として、知らず知らずのうちに身につけてしまうことも心配されています。

あなたが暴力を受けていたら

◆ひとりで悩まないで、相談してください

家庭内での暴力は、なかなか人には相談しにくく、自分ひとりで解決しようと思いきり悩んでいませんか。

広島市が平成17年度に行った「男女共同参画に関するアンケート調査」では、過去5年間に女性の約20人に1人にあたる4.7%が暴力を受けた事があると回答しています。夫やパートナーからの暴力は、あなただけに起きている問題ではありません。

暴力を受けているのは、あなたが悪いからではありません。また、あなたひとりの努力で解決することは多くの場合困難です。

ドメスティック・バイオレンスについて、さまざまな相談機関があなたからの相談を待っています。相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は厳守します。お気軽に御相談ください。



◆身近に思い当たる人がいたら

「ひとりで悩まないで」と言って、このリーフレットを渡してください。

もしも、相談を受けたら、その人の話をまずありのままに受け入れてください。

緊急の場合は、必ず警察や相談機関に連絡してください。

広島市男女共同参画推進条例 (平成13年9月28日施行)

第7条第3項 (性別による人権侵害の禁止)

何人も、その配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

対象として、配偶者以外に婚約者や恋人等親密な関係にある男女を含み、暴力の内容には、身体的なもの以外に精神的なものも含まれます。